



あなたの子育てをサポート 育児Q&A

子育てのポイント 8 —おしゃぶり・指しゃぶり—

Q おしゃぶりを愛用していますが、歯並びに影響すると聞き心配です。また、断乳を機に指しゃぶりも始めたのですが、どう対処したらいいでしょうか？

A 「おしゃぶりを使うと鼻呼吸やあごの発達に良い」ということをよく聞きますが、科学的根拠はないようです。「与えておけば機嫌が良い」といつも与えるのではなく、外出時やむずかるときなど精神安定剤として上手に使いましょう。長時間の使用は歯並びにも影響しますので、乳歯が生えそろう3歳ごろまでには、やめるようにしましょう。



指しゃぶりは、断乳した後の代わりになる心のよりどころとして始まったようです。あまり神経質にならなくても自分からやめる時期が来るので、心配ありません。頻繁にしているようなら、スキンシップを十分取り、指を使う遊びや戸外で思い切り遊ぶことで乗り切りましょう。決してしなかったり、だましたりしないようにしましょう。

すこやか子育て相談センター (一宮保育所内) ☎27-2241
テレホンサービス 1人で悩まないでご相談ください！
ふれあい保育サービス あなたの地域に保育士が出張！

スポット情報

弥生祭

とき 11月5日(土)・6日(日)
 ところ 津山工業高等専門学校(沼)
問い合わせ先 津山高専弥生祭実行委員会 ☎24-8292



おしえて エコロジ

問い合わせ先 環境生活課 ☎32-2055

購入のときには、環境にも家計にもやさしい緑の省エネ性マークの付いた機種を選びましょう。



たとえば、家庭の電気使用量の約4分の1を消費しているといわれるエアコンを例にあげると、省エネ技術が進んだ結果、現在では10年前と比べて約40%も省エネになっています。省エネ性能の高い商品は、値段も高いのが現実。購入するときは少しでも安いものと考えてしまいますが、省エネ性能の悪い製品は、結局は電気代が多くなってしまうことも。長く使うことを考えると、省エネ性能の高い製品の方が家計にもやさしい商品といえます。

環境にも家計にもやさしい省エネ製品

家電製品の購入にあたっては、省エネ性能の良い製品を選びたいものです。そのときに目印にしたいのが、緑の「省エネ性マーク」。このマークは、省エネ基準100%を達成した製品に表示されており、エアコン、冷蔵庫、テレビ、蛍光灯器具などが対象です。



省エネ性マークを目印に！

省エネ性マークを知っていますか？



いもじきの みじもスポット



Spot.8 津山高専 弥生祭 (沼)

楽しんでもらえる催しがいっぱい!

津山高専の学園祭「弥生祭」は、11月5日・6日の2日間開催されます。高専というと専門的なイメージがありますが、学園祭では一般の人にもおもしろい催しがあるようです。

「怖いと評判の恒例お化け屋敷、〇×クイズ、ピング大会などは誰でも気軽に楽しんでいただけると思います。模擬店もたくさん用意しています」と弥生祭実行委員長の日向敏文さん(電気工学科4年)。「展示コーナーでは、学生が製作したUFOキャッチャーやコンピュータゲーム、ロボット、カメラ付きラジコンカーなどを使った体験もあります。テレビではやった電流イライラ棒など、小中学生にもぜひ挑戦してもらいたいです」と高専ならではの特徴ある催しについて話してくれました。

2日目にはピッキングズ、\$10(テンドラー)のお笑



いライブ(有料)や「つまロポットコンテスト」が開催(23ページに関連記事あり)。地元津山だけでなく、県外からもアイデアを凝らしたロボットが集まり、白熱した競技を繰り広げてくれそうです。

今年の弥生祭のテーマは「スマイル!」PRI CELES(プライスレス)。「まずお客さんに楽しんでもらうこと。私たち学生もがんばって、たいへんだったけれど最後には笑顔でいられる、そんな学園祭になるよう取り組んでいます。ここに参加したみんなの心に残るものになれば」と抱負を語る日向さん。子どもたちの心にも何かをプレゼントしてくれるかもしれませんね。



不当請求はがきにご注意!!

住基ネット個人情報保護法に基づく緊急通達
分類番号ABC

このたび、あなた様をご登録されております「住民基本台帳ネットワークシステム」(住基ネット)について重大な登録違反が発覚し…おうかがいしたいことがありますので、至急ご連絡ください。連絡なき場合はやむを得ず個人情報保護法に基づき刑事告訴を含む法的手段を取らせていただきます。

総務省認可特殊法人
個人情報保護対策課
TEL:03-0000-xxxx

上記のような通知や「法務局管理センター」などの機関を名乗つ

た「民法指定料金未納最終通知」など、一見もつともそうな名前の機関からののがきが届いたという相談が増えています。以前から「身に覚えのない“不当請求はがき”が届いたら無視してください!」とお伝えしておりましたが、最近さらには不安を誘う巧妙な言い回しを使ったはがきが出現しています。

本当に覚えのないものは無視して、こちらからは絶対に連絡しないようにしましょう。また、電話をかけてしまい、お金を請求された場合も絶対に支払わないでください。

裁判所からの「封書」が届いた場合、また困ったときは下記へご相談ください。

岡山県消費生活センター…………… ☎ 086-226-0999
県消費生活センター津山分室…………… ☎ 23-1247
津山警察署…………… ☎ 25-0110



問い合わせ先 環境生活課 ☎ 32-2056